

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20170912	第一交通株式会社 法人番号(9280001005061) 代表者井藤自成	島根県益田市あけぼの本町1番15号	益田営業所	島根県益田市あけぼの本町1番15号	輸送施設の使用停止(20日車)	道路運送法第9条の3第1項	長期間監査を未実施であったことを端緒として、平成28年10月20日及び平成29年2月3日に監査実施。1件の違反が認められた。(1)運賃料金認可違反(道路運送法第9条の3第1項)	2	2
20170925	株式会社城北タクシー 法人番号(6240001004945) 代表者信原弘	広島県広島市安佐南区長東西1丁目1番48号	本社営業所	広島県広島市安佐南区長東西1丁目1番48号	輸送施設の使用停止(12日車)及び文書警告	道路運送法第27条第3項	情報提供を端緒に、平成28年10月18日に監査実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下運輸規則)第21条第1項)(2)最高乗務距離限度超過違反(運輸規則第22条第1項)(3)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条第1項及び第2項)(4)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)(5)乗務等の記録事項義務違反(運輸規則第25条第3項及び第4項)(6)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第2項)(7)乗務員台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)(8)運行管理者の補助者の要件違反(運輸規則第47条の9第3項)	2	2